

「請負による建設の事業」における 労務費率を用いた労災保険料の算定について

1 労災保険料の算定方法

労災保険料は、賃金総額に労災保険率を乗じて計算します。

$$\text{賃金総額} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}$$

賃金総額は、原則として、事業主が雇用するすべての労働者に支払う賃金の総額です。

しかし、賃金総額を正確に算定することが困難であると認められる事業については、賃金総額の算定の方法に特例が認められています。

2 「請負による建設の事業」における労務費率を用いた賃金総額算定の特例

請負による建設の事業は、数次の請負によって行われるのが常態です。

この場合、元請負人がその下請負人に雇用されるすべての労働者についての賃金総額を算定し、労災保険料を計算して納付しなければなりません。

しかし、元請負人がその事業全体の賃金総額を正確に把握することが困難な場合があるため、請負金額に、労務費率を乗じて得た額を賃金総額とすることが認められています。

(注) 『請負金額』とは、請負代金のことです。

ただし、事業主が注文者からその事業に使用する工事用の資材を支給されたり、又は機械器具を貸与された場合、請負代金に支給された物の価格又は機械器具の損料を加算した額とします。

「機械装置の組立て又は据付けの事業」については、機械装置の価額を請負代金に加算せず、また、請負代金にこの価額が含まれている時には、この価額を差し引いた額とします。

○ 労務費率表

(平成30年4月1日改定)

【参考】

事業の種類	労務費率	平成27～29年度の 労務費率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
道路新設事業	19%	20%
舗装工事業	17%	18%
鉄道又は軌道新設事業	24%	25%
建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%
既設建築物設備工事業	23%	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業		
組立て又は取付けに関するもの	38%	40%
その他のもの	21%	22%
その他の建設事業	24%	24%

※「機械装置の組立て又は据付けの事業」のうち、「その他のもの」とは、組立て又は取付けに関するものの基礎工事のことであり、基礎台の建設をいいます。

3 労務費率を用いた労災保険料算定の具体例

請負による建設の事業は、数次の請負によって行われるのが常態であり、この場合、下請事業の分も含めて元請負人が保険料を納付します。

例えば、ビルの新築工事において、賃金総額を正確に算定することが困難な場合、事業の種類が「建築事業」に該当することから、「労務費率表」から労務費率「23%」を用いて、下記のように賃金総額を算定することができます。

$$\text{請負金額 } 1 \text{ 億円} \times \text{労務費率 } 23\% = \underline{\text{賃金総額 } 2,300 \text{ 万円}}$$

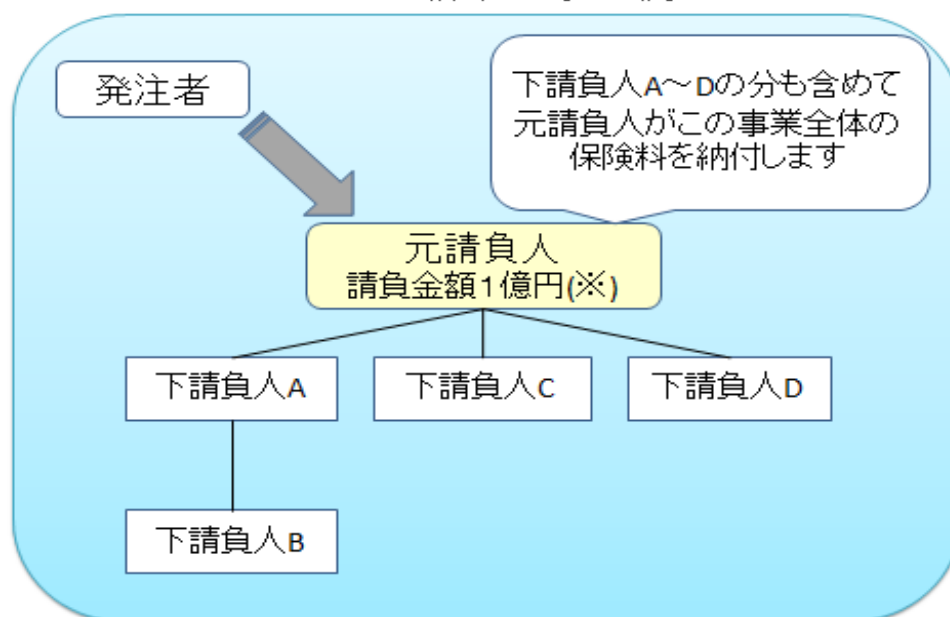
※平成 26 年度以前に成立した事業の請負金額には、消費税相当額を含みましたが、平成 27 年度からの請負金額には消費税相当額を含みません。

なお、労務費率を用いて算出することができるのは「賃金総額」ですので、最終的に労災保険料を算定するためには、この「賃金総額」に事業の種類ごとに定められた労災保険率を乗じます。したがって、労災保険料を算定するために「建築事業」に対応する労災保険率 1000 分の 9.5 を乗じ、

$$\text{賃金総額 } 2,300 \text{ 万円} \times 1000 \text{ 分の } 9.5 = \underline{\text{労災保険料 } 21 \text{ 万 } 8 \text{ 千 } 5 \text{ 百円}}$$

となります。

ビルの新築工事の例



(※) 発注者から提供された工事用資材がある場合はその価格を加えた額が請負代金になります。詳しくは1ページの(注)をご覧ください。